



**JASDAQ**

平成 28 年 9 月 21 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号  
株 式 会 社 S J I  
代表取締役社長 牛 雨  
(JASDAQ: 2315)  
問合せ先: 取締役 矢沼 克則  
TEL 03-5657-3000 (代表)

## 当社の会計監査人に関するお知らせ

当社の会計監査人である「赤坂・海生公認会計士共同事務所」が、日本公認会計士協会より、平成 28 年 9 月 21 日付で上場会社監査事務所の準登録事務所名簿から取り消されたことを確認したため、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査事務所概要

名称 赤坂・海生公認会計士共同事務所  
所在地 東京都千代田区平河町 2-8-10 宮川ビル 4 F  
公認会計士 赤坂満秋、海生裕明

#### 2. 日本公認会計士協会の公表内容について

##### (1) 掲載する事由

会則第128条第2項の登録審査の結果、上場会社監査事務所登録規則第7条第1項第二号に該当したため

##### (2) 事由発生年月日

平成28年9月21日

##### (3) 開示期間

上場会社監査事務所登録規則第13条第1項または第2項に基づく期間

##### (4) 情報更新日

平成28年9月21日

##### (5) 上場会社監査事務所部会への登録を認めないことに至った理由

赤坂・海生公認会計士共同事務所は、平成27年度に日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第128条に基づき上場会社監査事務所名簿への登録の申請を行い、品質管理委員会は、会則第122条第1項に定める品質管理レビューを実施した。

この品質管理レビューの結果等を審査した結果、赤坂・海生公認会計士共同事務所の定めた品質管理のシステムは、品質管理の基準に適合しているとはいえ、また、レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、赤坂・海生公認会計士共同事務所が、品質管理の基準に適合した品質管理のシステムに準拠しているとはいえないため、上場会社監査事務所登録規則第7条第1項第二号に該当すると判断した。

このため、会則第128条第5項及び第131条第4項第二号の規定により赤坂・海生公認会計士共同事務所の上場会社監査事務所名簿への登録申請を認めないこととした。

### 3. 当社の見解および今後の予定

当社は、平成26年11月21日付で、「公認会計士海生裕明事務所および公認会計士赤坂事務所（現 赤坂・海生公認会計士共同事務所）」を一時会計監査人に選任した後、平成27年6月29日開催の第26期定時株主総会において、会計監査人に選定し、第26期第2四半期（平成26年7月1日～平成26年9月30日）より、同会計監査人による金融商品取引法および会社法に基づく監査および四半期レビューを受けております。今般、会計監査人である「赤坂・海生公認会計士共同事務所」が、業務管理体制の不備により、日本公認会計士協会の登録者名簿から取り消し処分を受けたことは誠に遺憾であります。当社の会計に不備等があるものではなく、会計監査人の業務管理体制の不備によることではあります。当社では今回の事態に対応し、新たに一時会計監査人の選定を早急に進めてまいります。

株式会社東京証券取引所上場規程第441条の3の規定により、上場内国会社は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けることが義務付けられております。

今期の監査手続につきましては上記のとおり、新たに一時会計監査人を選定予定であり、詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。

以 上